

## 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

### (通則)

第1条 地域少子化対策重点推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 交付金は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 こども家庭庁長官は、都道府県が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費（以下「総事業費」という。）のうち、交付金の交付の対象としてこども家庭庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

#### (1) 地域少子化対策重点推進事業

- ア (別紙)「地域少子化対策重点推進交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）の別記1により都道府県が行う事業（以下「別記1の都道府県事業」という。）
- イ 実施要領の別記1により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「別記1の市町村事業」という。）

#### (2) 結婚新生活支援事業

- ア 実施要領の別記2により都道府県が行う事業（以下「別記2の都道府県事業」という。）
- イ 実施要領の別記2により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「別記2の市町村事業」という。）

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別添表1及び表2のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 都道府県事業に対する交付金の額は、次により算出した額を合算した額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 第1項の(1)のアに掲げる別記1の都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別添表1の第1欄に定める都道府県事業区分で、第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額を合計した額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

イ 第1項の(2)のアに掲げる別記2の都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別添表2の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

(2) 市町村事業に対する交付金の額は、次により算出した額を市町村ごとに合算した額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を合算したものとする。

ア 第1項の(1)のイに掲げる別記1の市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別添表1の第1欄に定める市町村事業区分で、市町村ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額を合計した額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

イ 第1項の(2)のイに掲げる別記2の市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

市町村ごとに別添表2の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

(申請手続)

第4条 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による交付申請書を別途定める日までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方

消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5条 こども家庭庁長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第2による交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に別紙様式第3による交付申請取下書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（契約等）

第7条 都道府県知事は、補助事業のうち、別記1の都道府県事業及び別記1の市町村事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、こども家庭庁長官に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、補助事業のうち、別記1の都道府県事業及び別記1の市町村事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（変更申請手続）

第8条 都道府県知事は、交付決定後に申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書をこども家庭庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 都道府県知事は、補助事業を中止又は廃止する場合は、別紙様式第5による中止（廃止）承認申請書をこども家庭庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第 10 条 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別紙様式第 6 による事業遅延報告書により速やかにこども家庭庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 都道府県知事は、補助事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかに別紙様式第 7 による事業状況報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 都道府県知事は、補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日（第 9 条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別紙様式第 8 による事業実績報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 13 条 こども家庭庁長官は、前条の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別紙様式第 9 による額の確定通知書により都道府県知事に通知する。

2 こども家庭庁長官は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 14 条 都道府県知事は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第 10 により速やかにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第15条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第11による概算払請求書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第16条 こども家庭庁長官は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づくこども家庭庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 こども家庭庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 こども家庭庁長官は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 都道府県知事は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち適正化令第 13 条第 4 号の規定により、こども家庭庁長官が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、こども家庭庁長官が定める期間とする。

3 都道府県知事は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙様式第 12 による財産処分承認申請書を提出し、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第 19 条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第 20 条 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第 13 による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第 21 条 都道府県知事は、市町村の長に交付金を交付するときは、第 7 条から第 20 条（第 13 条及び第 15 条を除く。）までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(別添表1)

補助対象経費の区分及び補助率

○地域少子化対策重点推進事業（令和6年度当初予算）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	66,666千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	2/3(注1) 1/2(注2)
市町村事業	政令指定都市・中核市・特別区 1市区につき 20,000千円 上記以外の市町村 1市町村につき 10,000千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	2/3(注1) 1/2(注2)

注1：実施要領別記1第2の1(1)に該当するもの。

注2：実施要領別記1第2の3(1)に該当するもの。

○地域少子化対策重点推進事業（令和5年度補正予算）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	150,000千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3/4(注1、2) 2/3(注3) 1/2(注4)
市町村事業	政令指定都市・中核市・特別区 1市区につき 45,000千円  上記以外の市町村 1市町村につき 22,500千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3/4(注1) 2/3(注3) 1/2(注4)

注1：実施要領別記1第2の1（2）に該当するもの。

注2：実施要領別記1第2の2に該当するもの。

注3：実施要領別記1第2の1（1）及び3（2）に該当するもの。

注4：実施要領別記1第2の3（1）に該当するもの。

(別添表 2)

補助対象経費の区分及び補助率

○結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 夫婦共に婚姻日における 年齢が 29 歳以下の世帯 (一世帯当たり) 400 千円 (2) 上記 (1) 以外の世帯 (一世帯当たり) 200 千円 (3) 実施要領別記 2 に定める 対象となる世帯イに対す る補助額 (1) ~ (3) の合算額	結婚新生活支援事業の実施に必要な 扶助費、補助金及び交付金	2 / 3

○結婚新生活支援事業（一般コース）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 夫婦共に婚姻日における 年齢が 29 歳以下の世帯 (一世帯当たり) 300 千円 (2) 上記 (1) 以外の世帯 (一世帯当たり) 150 千円 (3) 実施要領別記 2 に定める 対象となる世帯イに対す る補助額 (1) ~ (3) の合算額	結婚新生活支援事業の実施に必要な 扶助費、補助金及び交付金	1 / 2

別紙様式第 1

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付申請額

〔 内訳

金	千円
都道府県事業 金	千円
市町村事業 金	千円

2 添付書類

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金所要額調 (様式 1-1)
- (2) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画総括表 (様式 1-2)
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票 (様式 2-1)
- (4) 地域少子化対策重点推進交付金積算内訳書 (様式 2-2)
- (5) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

地域少子化対策重点推進交付金(令和6年度実施事業)所要額調

都道府県名

自治体名	総事業費		寄付金その他の収入額		差引額	対象経費支出予定額	算定基礎額	基準額	交付金所要額	備考
	A	B	C(A-B)		D	E	F	G		
1. 都道府県事業										
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 市町村事業										
市町村事業(令和6年度当初)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村事業(令和5年度補正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 合計										
合計(令和6年度当初)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(令和5年度補正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注)
- 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
  - 2 E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。
  - 3 F欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
  - 4 G欄には、E欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。都道府県又は市町村ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
  - 5 「備考」欄には、結婚新生活支援事業を実施する際には新規見込世帯数(年齢別内訳)、継続補助見込世帯数及び継続補助の対象経費を記入し、変更交付申請の際には当該変更部分がかかる字句を記載すること。
  - 6 金額がない場合には「0」を記入すること。



( 分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 ( 分) 個票

自治体名 (都道府県: )  
 本事業の担当部局名

事業メニュー			
区分			
関連事業メニュー			
個別事業名		新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	
実施期間	～	事業開始年度	年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	円		
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2			
個別事業の内容 ※(注)3			

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。



番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

地域少子化対策重点推進交付金交付決定通知書

年 月 日付け 番 号で申請のあった地域少子化対策重点推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日付け 番 号こども家庭庁長官通知の別紙「地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の第3条に定める事業であり、その内容は 年 月 日付け 番 号 申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費、経費の配分及びこれらに対応する交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

総事業費		金	円
うち 都道府県事業		金	円
市町村事業		金	円
交付決定額		金	円
うち 都道府県事業		金	円
市町村事業		金	円

3 交付金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第12条に定めるところにより行わなければならない。

5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

別紙様式第3

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金申請取下げについて

年 月 日付 第 号で交付の申請を行った標記交付金の実施については、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる理由

別紙様式第4

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の変更交付申請について

年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	千円
	内訳	交付金既交付決定額	金 千円
		変更後交付金所要額	金 千円

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一部 取消)申請額 (B)－(A)
		千円	千円	千円
地域少子化対策重点 推進交付金				
内 訳	都道府県事業			
	市町村事業			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

(注)最後に受けた交付決定通知書(写)を添付すること。

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の中止(廃止)承認申請について

年 月 日付け 番 号で交付決定のあった標記事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請する。

記

1 既交付決定額

2 中止(廃止)を必要とする理由

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の事業遅延について

年 月 日付け 番 号で交付決定のあった事業に遅延等が生じたので、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第10条第1項の規定に基づき報告する。

記

1 自治体名

2 個別事業名

3 既交付決定額

4 支出済額

5 支出未済額

6 遅延理由及び発生年月日

【理由】

【発生年月日】

7 交付金事業の進捗状況(遅延に対して採った措置等)及び完了の予定

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金状況報告について

年 月 日付け 番 号をもって報告を求められた〇〇事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

1. 事業の遂行状況( 年 月 日現在)
2. 事業に要する経費の収支状況
3. その他参考となる事項

(注)

- 1 「事業の遂行状況」については、本交付金の補助対象事業の実施状況のみの記入で差し支えない(既存事業や他の補助金等を活用した事業に関する状況の記入は要しない。)
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金の事業実績報告について

年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 地域少子化対策重点推進交付金精算書(様式1-1)
- 2 地域少子化対策重点推進交付金実施報告総括表(様式1-2)
- 3 地域少子化対策重点推進交付金実績報告書個票(様式2-1)
- 4 地域少子化対策重点推進交付金支給実績内訳書(様式2-2)
- 5 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- 6 都道府県知事が市町村長へ発出した額の確定通知書(写)
- 7 こども家庭庁長官が都道府県知事へ最後に発出した交付決定通知書(写)
- 8 補助事業に係る実施要綱・実施要領等(様式除く)  
(補助金を支出する事業を実施した場合)

地域少子化対策重点推進交付金(令和6年度実施事業)精算書

都道府県名

自治体名	総事業費		寄付金その他の収入額		差引額	対象経費支出額		算定基礎額	基準額	交付金所要額	交付金交付決定額	交付金受入済額	交付金額	精算額	備考	
	A	B	C(A-B)	D		E	F									G
1. 都道府県事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 市町村事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村事業(令和6年度当初)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村事業(令和5年度補正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和6年度当初	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度補正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策 重点推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(令和6年度当初)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(令和5年度補正)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 B欄には、交付要綱第3条(1)の交付金その他の収入額を記入すること。  
 2 E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。  
 3 F欄には、交付要綱第3条(2)に定める基準額を記入すること。  
 4 G欄には、E欄とF欄を比較して少ない方の額を記入すること。都道府県又は市町村ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。  
 5 J欄には、G欄とH欄を比較して少ない方の額を記入すること。  
 6 「備考」欄には、結婚新生活支援事業を実施する際には支給世帯数が分かる字句を記載すること。  
 7 金額がない場合には「0」を記入すること。



( 分) 地域少子化対策重点推進交付金 実績報告書 ( 分) 個票

自治体名 (都道府県: )  
 本事業の担当部局名

事業メニュー			
区分			
関連事業メニュー			
個別事業名		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	
実施期間		事業開始年度 年度	
交付決定額 ※(注)1		対象経費支出額 ※(注)2	
円		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)3			
個別事業の内容 ※(注)4			

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)5				
参考指標 ※(注)6	項目	単位	直近の実績	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				
委託契約の有無及び契約方式 ※(注)9				

(注)

1「交付決定額」には、交付決定時の対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。

2「対象経費支出額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。

3「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

4「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

5「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

6「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

9「委託契約の有無及び契約方式」には、委託契約の有無及び有の場合には契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

支給実績内訳書

1. 地方自治体名		
2. 個別事業名	交付決定額：	円
	対象経費支出額：	円
3. 流用元の事業の名称 (流用した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の事業から経費を流用した場合にはチェック	

4. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	実績額	実績額		計画額 (交付対象事業費)
				交付対象事業費	交付対象外事業費	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
計			0	0	0	0

(経費区分ごとの合計)

区分	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
計画額	0	0	0	0	0	0
実績額	0	0	0	0	0	0
区分	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
計画額	0	0	0	0	0	0
実績額	0	0	0	0	0	0

番 年 月 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

地域少子化対策重点推進交付金の額の確定について(通知)

年 月 日付け 番 号をもって実績報告の提出があった標記交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定に基づき、交付すべき交付金の額を確定したので、同条の規定に基づき、通知する。

記

交付すべき交付金の額 円

番 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 番 号で額の確定の通知があった交付金について、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 13 条の規定による交付金額の確定額<br>( 年 月 日付け 番 号による交付すべき交付金の額) | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3-2)  | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

地域少子化対策重点推進交付金概算払請求書

年 月 日付け 番 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 千円を概算払によって交付を受けるため、  
地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求する。

記

年 月 日現在

区 分	交付決定済額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 $A - (B + C)$	事業完了 予定 年 月 日
地域少子化対策重点 推進交付金					

番 号  
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

補助金等に係る財産処分承認申請書（機械器具等）

補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 処分の内容

事業名	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	処分 内容	処分予定 年月日
				円	円				

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) その他参考資料

別紙様式第13

地域少子化対策重点推進交付金調書

年度 所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。